

盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金の造成について

平成23年2月15日

環 境 部

1 基金造成の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、政令市、中核市、特例市において策定することが義務付けられた地球温暖化対策に関する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定することとしており、その目標達成に向けた計画の推進を図るため、「盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金」を造成するものである。

2 基金造成予定額

200,000千円

3 基金造成方法等

(1) 造成方法

盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金条例を制定する。

(2) 基金積立

平成23年度一般会計歳入歳出補正予算で定める。

(3) 基金の運用益金の処理

一般会計歳入歳出予算に計上して基金へ編入する。

4 施行期日

平成23年4月1日

5 基金の廃止

「盛岡市ごみ減量推進基金」は廃止し、その属する財産は、新たに造成する「盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金」に引き継ぐものとする。